

お得意様各位

平成27年2月10日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 個人決算書・電子申告プログラムの機能改善について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

個人決算書及び電子申告プログラムで機能改善を行いましたのでお知らせ致します。

前回(平成27年2月2日)の更新を行った上で、今回の更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。お忙しい時期にお手数をお掛けし、大変申し訳ございません。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しく願い申し上げます。

敬具

— 送付資料目次 —

※改正保守のご加入(未納含む)およびご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願い致します。

取扱説明書

<http://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ System-Vネット更新作業手順 及びバージョン一覧 1～2
- ・ プログラムの機能改善点について 3～4

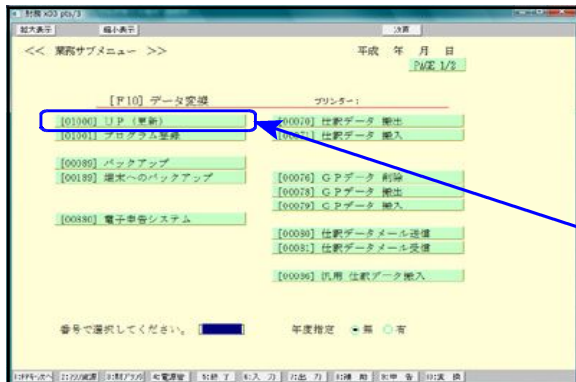
送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

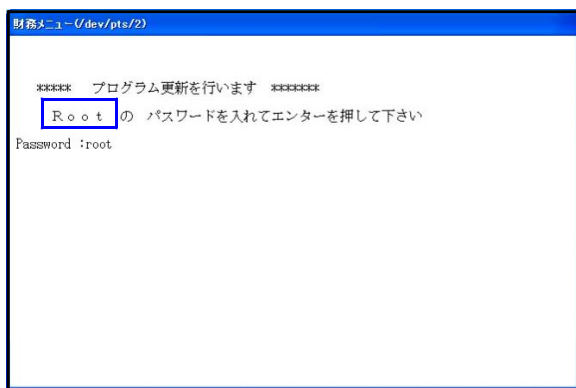
※前回(平成27年2月2日)の更新を行った上で、今回の更新作業を実行してください※



① [F10] データ変換より、[1000] UP (更新) を選択します。

初期メニューより [F10] データ変換を選択します。[1000] UP (更新) を呼び出します。

1000 Enter を押します。



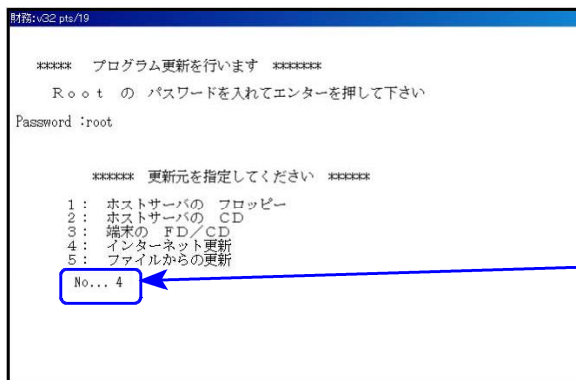
② 左図の画面を表示します、

Enter を押します。

(rootは入力しません)

root は消さないように注意して下さい。

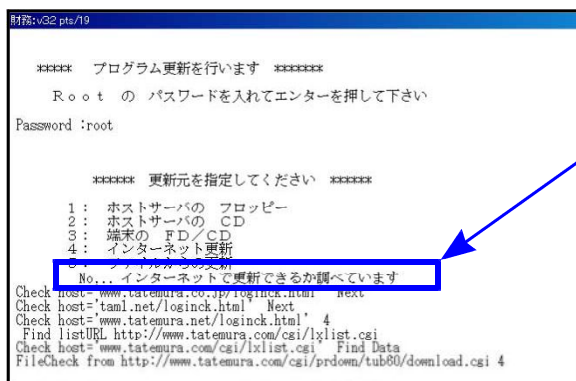
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



③ 左図の画面を表示します。

『4』インターネット自動更新を選択します。

4 Enter と押します。



④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ち下さい。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。インターネットの環境にもよりますが、『10~20分』かかります。

```

# 財務: v32 pts/19
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:40 GMT
Server: Apache
Check: ccs9c1d1bc509049885dca0aa8ed9d20
Content-Length: 494718
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin

8
構築情報ファイル をインストールします[y/n/a/!]? ...A
HTTP/1.1 200 OK
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:42 GMT
Server: Apache
Check: 004737b4004f727c6ed67d82b8c4b63e
Content-Length: 12138
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin

3
G Pの初期値 をインストールします[y/n/a/!]? ...A
0
*** ○○ ファイルを更新しました ****
F 5 を押してください■

```

- ⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。
- ⑥ **F 5** を押して更新画面を終了します。
- ⑦ サーバーを再起動して下さい。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9**（申告・個人・分析）の2頁目、**F 1 0**（データ変換）の1頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
3 2 0	個人決算書	V-1.31	青色不動産P.4の「青色申告特別控除前の所得金額」の0円を表示・印刷しないよう機能変更しました。
8 8 0	電子申告	V-1.33	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告特別控除65万円の場合、印刷項目設定に関係なくP.4を必ず変換するよう機能改善しました。 ※個人決算書の印刷に合わせました。 ・メッセージボックスに届いた「中間申告のお知らせ」の画面から、入力画面を開けるよう機能改善しました。

※ 今回の更新に関係のないサーバーおよび単体マシンをお持ちの場合、その機械にも本転送を行って下さい。お手数をお掛けしますがよろしくお願い致します。

[320]個人決算書プログラム、及び[880]電子申告システムにおきまして、以下の機能改善を行いました。

● [320]個人決算書プログラム

青色申告決算書（不動産所得用）のP.4 貸借対照表において、金額入力がなく、「貸借対照表内で計算する場合」にチェックを付けた場合、0円表示・印刷をしないようにしました。

貸借対照表(資産負債調)

会計締込期間：平成 28 年 2 月 21 日 ～ 平成 28 年 2 月 20 日 (平成 27 年 12 月 31 日現在)

資産の部			負債・資本の部			◎本年申における特殊事情・保証金等の運用状況
科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)	科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)	
現金	円	円	借入金	円	円	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
普通預金			未払金			
定期預金			保証金・敷金			
その他の預金						
			事業主借			
			元入金			
事業主貸			青色申告特別控除前の所得金額			<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表内で計算する場合
合計			合計			
			P.1 [21]欄の参考金額		2,948,432	

1:前頁 | 3:会計簿 | 4:抹消 | 5:終了 | 7:演算

※※※ ご注意ください ※※※

平成26年プログラムにおいて、青色申告特別控除が65万円の場合必ずP.4 貸借対照表を印刷するようになっていました。

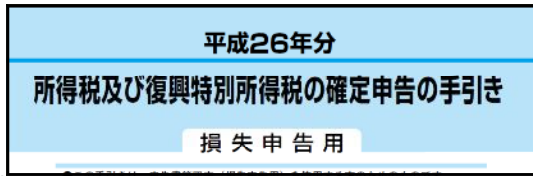
営業等所得のほかに不動産所得や農業所得がある場合で貸借対照表を合算入力する場合は、不動産所得用等の入力不要な貸借対照表の金額消去及び、「貸借対照表内で計算する場合」のチェックを付けていただきますようお願い致します。

● [880]電子申告システム

- [320]個人決算書プログラムで青色申告特別控除65万円の場合、必ずP.4 貸借対照表を印刷するようになったことに伴い、電子申告データ変換もP.4 貸借対照表を必ず変換するよう機能改善しました。
- メッセージボックスに届いた「中間申告のお知らせ」の画面から、入力画面を開けるよう機能改善しました。

● [330] 所得税確定申告書システム

損失申告用第4表(2)の計算について補足説明があります。



国税庁HPにおいて、損失申告用手引きP. 15の注意書きに※9が追加されました。

E	Eの金額(赤字は0)	円								
F	Fの金額(赤字は0)	円								
G	Gの金額(赤字は0)	円								
H	Hの金額(赤字は0)	円								
I	Iの金額	円								
J	Jの金額	円								
K	(1) EとFから差し引くことができる損失金額	円								
L	(2) Kの(1)のうちEから差し引く金額	円								
M	(3) Kの(1)のうちFから差し引く金額	円								
N	(1) EとFから差し引くことができる特別控除額(Cの金額)	円								
O	(2) Nの(1)のうちEから差し引く特別控除額	円								
P	(3) Nの(1)のうちFから差し引く特別控除額	円								
Q	(1) GとHから差し引くことができる損失金額([80]の金額)	円								
R	(2) Mの(1)のうちGから差し引く金額	円								
S	(3) Mの(1)のうちHから差し引く金額	円								
T	Iから差し引くことができる損失金額([81]の金額)	円								
U	Jから差し引くことができる損失金額([82]の金額)	円								
V	E-Kの(2)-Lの(2)	円								
W	F-Kの(3)-Lの(3)	円								
X	G-Mの(2)	円								

※9 (R-Vの(4))の金額と(R-Vの(5))の金額の両方がある場合は、これらを合計して千円未満の端数を切り捨てた金額をWの(4)に記入します。

弊社プログラムでは第4表(2)の入力画面内に『計算欄 X』を用意していますが、表示と計算は以下のようになっていますのでご了承ください。

株式等の譲渡が「未公開分」「上場分」あり

E	株式等の譲渡	未公開分	1,000,000						87	384,700
	上場株式等	上場分	1,000,000						88	594,600

第4表(2)の入力画面

F	[62]の金額(赤字は0)									
G	[87]の金額(赤字は0)	384,700	V	(3) Vの(1)のうちQから差し引く金額						
H	[68]の金額(赤字は0)	594,800		(4) Vの(1)のうちRから差し引く金額	380,000					
I	[88]の金額			(5) Vの(1)のうちSから差し引く金額	0					
J	[70]の金額			(6) Vの(1)のうちTから差し引く金額	0					
K	(1) EとFから差し引くことができる損失金額			(7) Vの(1)のうちUから差し引く金額	0					
L	(2) Kの(1)のうちEから差し引く金額			(1) 分離短期譲渡 P-Vの(2)						
M	(3) Kの(1)のうちFから差し引く金額			(2) 分離長期譲渡 Q-Vの(3)						
N	(1) EとFから差し引くことができる特別控除額(Cの金額)			(3) 株式等の譲渡未公開分 R-Vの(4)	4,000					
O	(2) Nの(1)のうちEから差し引く特別控除額			(4) 株式等の譲渡上場分 S-Vの(5)	594,000					
P	(3) Nの(1)のうちFから差し引く特別控除額			(5) 分離上場株式等配当 T-Vの(6)	0					
Q	(1) GとHから差し引くことができる損失金額([80]の金額)			(6) 先物取引 U-Vの(7)	0					
R	(2) Mの(1)のうちGから差し引く金額			(1) Wの(1)対応分	0					
S	(3) Mの(1)のうちHから差し引く金額			(2) Wの(2)対応分	0					
T	Iから差し引くことができる損失金額([81]の金額)			(3) Wの(3)対応分	600					
U	Jから差し引くことができる損失金額([82]の金額)			(4) Wの(4)対応分	89,100					
V	E-Kの(2)-Lの(2)			(5) Wの(5)対応分	0					
W	F-Kの(3)-Lの(3)			(6) Wの(6)対応分	0					
X	G-Mの(2)	384,700		(7) 税額の合計 X(1)~X(6)の合計	89,850					

経損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	[83]計算欄	83	978,300
5 翌年以後に繰り越される本年分の譲渡損失の金額	[84]計算欄	84	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額		85	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額		86	
譲渡所得等、分離課税の上場株式等の	計算欄	X	89,850

表示 実際の計算

W(3) 4,000 4,700

W(4) 594,000 594,600

599,300

千円未満切り捨て→599,000

X(3) 600 (599,000×0.15)

X(4) 89,100 89,850

X(7) 計算は(W(3)+W(4))千円未満切捨×0.15としていますので、89,700ではなく89,850となっています。

